



= いまの憲法が私たちの暮らしを護る =

## 菅総理、その水 海に流して本当に 大丈夫ですか…!

東日本大震災から10年が経過しました。被害が甚大だった太平洋沿岸は強大なコンクリート壁に囲まれ、人々が生きて暮らしていたかつてあった街とは様相が一変した復興が姿を見せています。今更に自然災害の強大な力を思い知らされました。また福島県を中心とした東京電力の原子力発電所の爆発事故に伴う被害は、まだまだ解決の道筋さえ示されていない現状です。ふるさとを奪われ、生活を破壊され、愛する家族を失った多くの被害者が、今後の展望を持ち得ない厳しい現実の中で日々を送っていることを、私たちは常に考えていかなければならないと思います。

このような状況の中で菅総理が原子力発電所内で発生した汚染水を海洋に排出する考えを発表しました。ご存知の通り原子力発電所内に溜め込まれた汚染水の置き場がいっぱいになり今は保管する場所がないというのが理由でした。それにたいして放出によって生じる不安が漁業関係者から訴えられ、さらに今日までの東京電力・政府とのあいだで了解なしに決定しないという取り決めが守られていない

いことに強く抗議がなされました。しかし、排出にあたっては安全な方法だとして今後進めていくことを明言しています。安全の根拠として国外の他の原発も処理水の処分方法としている、あるいは国際機関も認めていると主張しています。しかしそうでしょうか。これが唯一の方法でしょうか。私たちにはまだやるべき事が残っているのではないのでしょうか。

まず考えなければならぬのはこの汚染水が何故生まれただけです。原発の爆発により原子炉内の核燃料が溶け落ちてそれを冷却するために使用した水と、防ぎきれない汚染された地下水によってできた水です。この状況は今後、相当長期に続きます。完全に事故原発の廃炉が終わるまで発生します。だから簡単に決定しないで頂きたいと漁業者のみならず多くの国民は願っているのです。いま必要なことは廃炉までの工程をはっきりさせることと、汚染土の処分、汚染水の処理方法など拙速な決定はせず、国民に対して丁寧な説明を行い納得を得ることではないでしょうか。

シリーズ 私たちの憲法

## 憲法は変えにくい



日本国憲法98条1項では、この憲法は「国の最高法規です」としています。そこで宣言するだけでは**最高法規**としての役割を果たせませんので法律より変えにくくなっています。改憲には**両院議員の3分の2以上**と、**国民投票で過半数**の賛成という簡単にはクリアできない手続きになっています。簡単に変えられないからこそ、憲法は最高法規なのです。



自民党改憲草案  
100条では、両院議員の賛成承認のところは**過半数**と変えています。過半数となれば時の



現憲法が両院議員の3分の2以上としているのは、与党による多数決の濫用を抑止し、改憲提案には**論議を十分尽くすこと**、また野党も含め多数の賛成を得なければならないことが理由です。主権者国民はこのことをしっかりと理解していなければなりません。

**今月の予定です**  
\_ 皆さん 気軽に参加ください \_

**5月8日(土) 13:00 ~ 16:00**  
野田・九条の会 5月例会 3.11から10年「廃炉10年現在地と未来への挑戦」野田・九条の会  
櫻のホール 研修室

**5月9日(日) 13:30 ~ 16:40**  
DMD 視聴と意見交換 「中国デジタル統治の内側」  
南部梅郷公民館 南地域九条の会

**9の日行動** 今月の9の日行動は中止します。  
野田・九条の会

**5月19日(水) 13:30 ~ 15:30**  
テレトーク ちよっと硬派な 《PC、スマホでの申込み先》  
「おしゃべりカフェ」 n.katagiri88@gmail.com  
Google meet (PC またはスマホで話そう。) 野田・九条の会

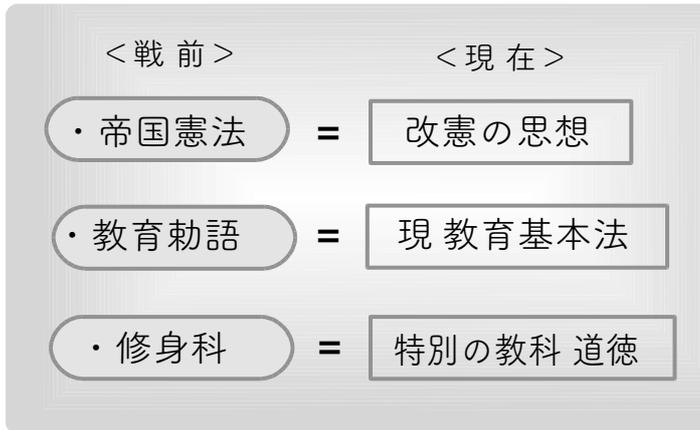
**6月6日(日) 13:30 ~ 16:30**  
DMD 視聴と意見交換 ルース・ギンズバーグの 「ピリブ」未来への大逆転  
男女差別闘争 南部梅郷公民館 南地域九条の会

政権党のみの判断で改憲発議ができることになり、法律と比べ最高法規とは言えなくなります。「安保関連法」の例を見るまでもなく強行採決で改憲発議され、国民は理解が深まらない中、賛否の判断を迫られことになってしまいます。

# 「特別の教科 道徳」の危うさ

..... 三浦 哲 .....

戦後、「道徳の時間」が特設されたのが1958年で、以来正式な教科ではなく週1時間で続きました。ところが安倍政権は、唐突に2018年から義務教育に「特別の教科 道徳」として授業を始めました。それはこれより先に、教育を政治が支配する体制に改訂された「教育基本法」によってもたらされたものです。その形態として、戦前の修身科と現行の「特別の教科 道徳」を、右記のように表示しますと、内容と共に類似しており、そのことが先生方を混乱させる要因なのです。



学習指導要領改訂のたびに徳目の項目は減ってきましたが、残されてきたのは「愛国心」です。80年に「郷土や国を愛する心を持つ」に変わり、その後「国や郷土を愛する心を持つ」と「郷土」より「国」の方が全面に出ました。さらに「文化と生活に親しみ、愛着をもつ」との徳目は、初めて小学1, 2年生も対象になりました。それらを、改悪された「教育基本法」の背骨が支えているのです。

それは、大日本帝国憲法と改憲派達の思想で、国家があって国民があるとして、国民より国家が優先

されるという国家観なのです。教育勅語と現・教育基本法は、双方共に、国が「～せよ。」と、国民に対して命令調で、何としてもこれに従わせようとする仕組みです。これは、戦前から戦中にかけて実施されていた「修身科」以来、初めてのことなのです。

さらに、修身科と特別の教科 道徳は、特定の価値(徳目)を設けて、国の定めた教科書を使用して授業させ、しかも評価を無理強いさせるというやり方も同様であり、大変危惧されるどころです。改定前の「教育基本法」では「日本国憲法の精神に則り」「民主的で文化

的な国家を建設」し「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」が、教育目標とされました。

しかし、日本国憲法と対になって民主教育を支えていた教育基本法が改悪され、「道徳」が教科化されている現状は、「日本国憲法の(平和)の否定」を意味するかのようです。国家(全体)主義に逆戻りする危険性を感じさせます。

このことが、教育界においては、すでに改憲されたようにすら見えて来るのです。

## 「コロナ禍」と「政治禍」、そして「民主主義の死」 栄谷 竹生

.....

私たちは今日、二つの「禍」に遭遇しています。その他巨大な自然災害の「禍」もある。自然災害もコロナウイルスも、人間の過剰な開発や地球温暖化が寄与しているともいわれており、「政治禍」は安倍・菅政権の8年間に顕著な憲法破壊と国民無視の政治手法、そしてワクチンの遅延と検査不足。敷衍して言えば、自死を含めた関連死まで含むとそれぞれの被害規模は想像を絶します。

今年1月6日の東京新聞社説「民主主義が死ぬ前に」は、(以下要約)「民主主義を守るには憲法だけでは不完全です。『質問には誠実に

答える。ウソをつかない』などの当たり前の礼儀や不文律、慣習が大事。民主主義崩壊後の政治体制は、独裁や軍政に移る。民主主義の『死』」と述べています。

ミャンマー、香港、中国の新疆ウイグル自治区、アメリカその他世界各地の民衆の民主主義を勝ち取る死闘が現在進行形です。日本も決して例外ではなく、「人間としての尊厳、命と生活」を取り返すために、現政権の国民無視の諸政策に「NO!」を突きつけて抗い、日本の「民主主義の復元力」を世界の人々に示したい。